

平成26年12月議会 議案説明資料

目 次

○条例案

- 1 議案第219号 福岡市印鑑条例の一部を改正する条例案 1頁

○一般議案

- 2 市民局関係の公の施設に係る指定管理者の指定について 3頁

- ・議案第246号 福岡市立東市民センターに係る指定管理者の指定について 5頁
- ・議案第250号 福岡市立博多市民センターに係る指定管理者の指定について 7頁
- ・議案第248号 福岡市立中央市民センターに係る指定管理者の指定について 13頁
- ・議案第247号 福岡市立南市民センターに係る指定管理者の指定について 19頁
- ・議案第251号 福岡市立城南市民センターに係る指定管理者の指定について 25頁
- ・議案第249号 福岡市立早良市民センターに係る指定管理者の指定について 31頁
- ・議案第252号 福岡市立西市民センターに係る指定管理者の指定について 37頁
- ・議案第254号 福岡市立総合西市民プールに係る指定管理者の指定について 43頁

市 民 局

1 議案第219号 福岡市印鑑条例の一部を改正する 条例案

議案番号	第219号
名称	福岡市印鑑条例の一部を改正する条例案
理由	人権尊重の視点に立った行政の推進を図るため、印鑑の登録に関し、性別の登録を廃止する必要があるため。
内容	福岡市印鑑条例第6条第1項に規定する印鑑登録事項及び第12条の2に規定する印鑑登録証明書の記載事項から、それぞれ「男女の別」に関する規定を削除する改正を行うもの。
施行期日	平成27年2月1日

福岡市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○福岡市印鑑条例（昭和 35 年福岡市条例第 39 号）

旧	新
<p>第 1 条～第 5 条 省略</p> <p style="text-align: center;">(印鑑登録)</p> <p>第 6 条 区長は、第 3 条の申請について確認が終わつたときは、印鑑票に印影及び<u>次の各号</u>に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1) 登録番号</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 氏名(住民票に通称が記載されている外国人にあつては、氏名及び通称)</p> <p>(4) 出生の年月日</p> <p><u>(5) 男女の別</u></p> <p><u>(6) 住所</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、印鑑の登録に関し必要な事項</u></p> <p>2 略</p> <p>第 6 条の 2～第 1 2 条 省略</p> <p style="text-align: center;">(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 1 2 条の 2 区長は、印鑑登録証明の申請を受理したときは、印影の写し(印鑑票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取つて磁気ディスクに記録したものをプリンターによつて打ち出したものをいう。)及び第 6 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付する。</p> <p>以下 略</p>	<p>第 1 条～第 5 条 省略</p> <p style="text-align: center;">(印鑑登録)</p> <p>第 6 条 区長は、第 3 条の申請について確認が終わつたときは、印鑑票に印影及び<u>次の各号</u>に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1) 登録番号</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 氏名(住民票に通称が記載されている外国人にあつては、氏名及び通称)</p> <p>(4) 出生の年月日</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(5) 住所</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、印鑑の登録に関し必要な事項</u></p> <p>2 略</p> <p>第 6 条の 2～第 1 2 条 省略</p> <p style="text-align: center;">(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 1 2 条の 2 区長は、印鑑登録証明の申請を受理したときは、印影の写し(印鑑票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取つて磁気ディスクに記録したものをプリンターによつて打ち出したものをいう。)及び第 6 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付する。</p> <p>以下 略</p>

2 市民局関係の公の施設に係る指定管理者の指定について

本市が設置する市民局関係の公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案番号	施設名	指定期間	応募 団体数	指定管理者の候補者
第246号	福岡市立東市民センター	H27.4.1 ～ H28.5.31	1 【非公募】	福岡市博多区博多駅東一丁目18番25号 株式会社 創建サービス
第250号	福岡市立博多市民センター	H27.4.1 ～ H32.3.31	4	福岡市博多区博多駅東一丁目18番25号 株式会社 創建サービス
第248号	福岡市立中央市民センター	H27.4.1 ～ H32.3.31	3	福岡市中央区天神四丁目7番17号 株式会社 シンコー
第247号	福岡市立南市民センター	H27.4.1 ～ H32.3.31	4	福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号 太平ビルサービス株式会社
第251号	福岡市立城南市民センター	H27.4.1 ～ H32.3.31	4	九電ビジネスフロント・九州メンテナンスJV 代表者 福岡市中央区天神二丁目12番1号 株式会社 九電ビジネスフロント 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州メンテナンス株式会社
第249号	福岡市立早良市民センター	H27.4.1 ～ H32.3.31	2	ふくおか市民施設管理JV 代表者 福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号 太平ビルサービス株式会社 福岡市中央区天神五丁目1番23号 株式会社 福岡市民ホールサービス
第252号	福岡市立西市民センター	H27.4.1 ～ H32.3.31	3	株式会社 大興社・株式会社 福岡市民ホールサービス共同事業体 代表者 福岡市西区野方三丁目1番5号 株式会社 大興社 福岡市中央区天神五丁目1番23号 株式会社 福岡市民ホールサービス
第254号	福岡市立総合西市民プール	H27.4.1 ～ H32.3.31	1 【非公募】	福岡市博多区東公園8番2号 公益財団法人 福岡市スポーツ協会

議案第246号 福岡市立東市民センターに係る指定管理者の 指定について

議案番号	第246号
名 称	福岡市立東市民センターに係る指定管理者の指定について
提出理由	本市が設置する福岡市立東市民センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立東市民センター 【非公募】
- (2) 指定管理者に指定する者
福岡市博多区博多駅東一丁目18番25号
株式会社 創建サービス
- (3) 指定する期間
平成27年4月1日から平成28年5月31日まで

2 選定の概要

- (1) 業務の内容
 - ・センターの施設及び附属設備の維持及び補修，利用の許可，使用料の徴収・減免，入館の制限等に関する業務
 - ・音楽，演劇，美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する業務
- (2) 福岡市立東市民センター指定管理者の選定委員会委員
選定委員5名（五十音順）

区分	氏名	役職名
財務専門家	石橋 薦	中小企業診断士
市職員	大石 健一	東区総務部長
利用者代表	渋谷 紀勢子	ボランティアグループ「かすみ草」代表
学識経験者	古本 元治	九州産業大学芸術学部 教授
地域代表	丸岡 良光	東区自治組織会長会 事務局長

(3) 選定の理由

当該センターの指定管理者として平成24年度からこれまでの間，豊富な人材を活かし堅実に指定管理業務を遂行され，平成27年度以降においても，設置目的を踏まえた管理運営方針，本社等と一体となった運営体制や責任体制の面等で安定感があり，施設の維持管理の考え方，及び利用者に対するサービス面等において高い評価を得ており，さらに，今後の取り組みの熱意も十分に感じられ，より利用しやすい施設運営を期待し指定管理者候補者として適当であると判定したため。

- (4) 指定管理料の上限額
平成27年度：74,695千円
- (5) 提案額
平成27年度：74,695千円

【参考】候補団体の概要

第246号 福岡市立東市民センターに係る指定管理者の指定について

- 1 候補団体名, 所在地
福岡市博多区博多駅東一丁目18番25号
株式会社 創建サービス
- 2 代表者氏名
代表取締役 堺 光則
- 3 設立年月日
昭和62年5月25日
- 4 沿革
昭和62年5月 会社設立 資本金1,000万円
福岡市博多区博多駅東二丁目5番28号
昭和62年7月 資本金増資 2,050万円
平成元年8月 本社移転 福岡市博多区博多駅東一丁目18番25号
- 5 業務内容
 - ・ビルメンテナンス業
 - ・指定管理業務
 - ・警備業
 - ・一般建設業 ほか
- 6 主な実績
 - ・福岡市 東市民センター指定管理者
 - ・福岡市 博多市民センター指定管理者
 - ・福岡市 博多・南体育館指定管理者
 - ・福岡市 博多・南市民プール指定管理者

議案第250号 福岡市立博多市民センターに係る指定管理者の 指定について

議案番号	第250号
名 称	福岡市立博多市民センターに係る指定管理者の指定について
提出理由	本市が設置する福岡市立博多市民センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立博多市民センター
- (2) 指定管理者に指定する者
福岡市博多区博多駅東一丁目18番25号
株式会社 創建サービス
- (3) 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

2 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
 - ・センターの施設及び附属設備の維持・補修，利用の許可，使用料の徴収・減免，入館の制限等に関する業務
 - ・音楽，演劇，美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する業務
- (2) 応募資格
 - ・法人その他の団体若しくは複数の団体により構成されるグループ
 - ・福岡市内に事業所を置く団体
- (3) 応募団体
4団体
 - ・株式会社創建サービス，
 - ・株式会社ビルマネージメント
 - ・福岡総合ビル管理事業協同組合
 - ・ユニバーサル都市福岡共同事業体 (五十音順)

(4) 福岡市立博多市民センター指定管理者の選定委員会委員
選定委員5名(五十音順)

区分	氏名	役職名
学識経験者	岩井 眞實	福岡女学院大学人文学部 教授
財務専門家	遠藤 真紀	遠藤中小企業診断士事務所 所長
市職員	田中 一道	博多区総務部長
地域代表	前田 政光	博多区自治協議会長連絡協議会 監事
利用者代表	吉川 優子	元博多区小学校PTA連合会 担当副会長

(5) 募集・選定経過

第1回選定委員会 (募集要項及び選定基準・方法決定)	平成26年6月27日
募集要項配布 応募期間	平成26年7月15日から平成26年9月2日まで 平成26年8月19日から平成26年9月2日まで
第2回選定委員会 (書類審査, 第1次選定)	平成26年10月1日
第3回選定委員会 (ヒアリング, 最終選定)	平成26年10月27日

(6) 指定管理料の上限額

平成27年度: 82, 161千円

3 選定結果(博多市民センター)

(1) 選定基準

審査項目	配点	内容
I 市民の適正かつ公平な利用が確保されていること	10点	<ul style="list-style-type: none"> 施設設置目的を踏まえた目標設定をしている。 実現可能で目的にあった効果的な運営方針を提案している。 施設の管理運営意欲・抱負・理念を持っている。
II 管理運営のための十分な能力があること	70点	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施体制など管理責任体制が適切である。 法令を遵守し業務を実行できる体制を整備している。 管理運営にあたって, 十分な要員配置を行っている。 管理運営にあたって, 高齢者や障がい者等の雇用拡大, 従業員のワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進及びその他市の施策につながる方策を講じている。 施設の的確な維持管理と管理水準向上の考え方及び手法が適切である。 施設の維持管理等のための, 業務の一部委託における指定管理者としての点検・指導監督方法等, 具体的な方策を提案している。 施設運営・施設管理に従事するにあたって必要な研修等を具体的に計画している。 安全確保についての考え方や施設内の事故発生時等における対応方策が講じられている。 利用者の個人情報保護について, 十分な措置を講じている。 環境配慮に向けた取組を提案している。 管理体制を維持できる安定的な経営基盤を有している。

Ⅲ 市民を支援するための取組がなされていること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務管理マニュアル等を整備するなど、接客、苦情処理や、利用者の視点に立った迅速・的確なサービスの提供の方策を講じている。 ・利用者ニーズを的確に把握し、運営に反映させる工夫をしている。 ・サービス向上について、効果の高い提案をしている。 ・集客対策について、広報や宣伝方法など効果的な対策を講じている。 ・施設の利用状況や、施設の特性などを踏まえた効果的な対策手法を提案している。 ・地域や教育機関、関係団体との関わり方について具体的に提案している。 ・文化の振興に寄与するとともに、施設の魅力向上につながる文化的事業等の企画がなされている。
Ⅳ 管理経費	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・予算額の積算根拠が適切である。 ・経費削減の取組が適切である。
Ⅴ その他	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市に主たる事務所を有している。 ・その他独創的な取組を提案している。
合 計	150点	

(2) 選定結果

下記の選定委員会の評価を参考に、市として総合的に勘案し、「株式会社創建サービス」を指定管理者の候補者としたものである。

【選定委員会の評価】

・博多区の現状等を踏まえた管理運営計画が提案されており、事業についても具体性があり、堅実で安定的な市民センターの管理運営を行うことができると認められた。

自主企画事業については、博多市民センター利用者や周辺住民にとどまらず、区民全体を対象とした文化芸術事業など、より積極的な事業の展開を期待する。

委員ごとの候補者順位としては、株式会社創建サービスを1位とする委員が過半数であった。

区 分		配点	得点	主な評価内容
応募団体名	審査項目			
(株) 創建サービス 提示額 27年度 82,161千円	Ⅰ 市民の適正かつ公平な利用が確保されていること	50	38	・博多区の現状等を分析し、施設の設置目的をよく理解した提案がなされている。
	Ⅱ 管理運営のための十分な能力があること	350	247	・施設の管理水準の向上や、危機管理対応及び環境への配慮等について、具体的かつ現実的な提案となっており評価できる。
	Ⅲ 市民を支援するための取組がなされていること	200	145	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのサービス向上について積極的に取り組むこととしている。 ・地域との連携に具体的な提案がなされている。
	Ⅳ 管理経費	75	45	・経費削減に取り組むこととしているが、内容が平均的である。
	Ⅴ その他(地場業者育成等)	75	65	・地場企業である。
	計	750	540	

福岡総合ビル管理事業 協同組合 提示額 27年度 80,155千円	I 市民の適正かつ公平な 利用が確保されていること	50	34	・ユニバーサルデザインの視点に立った管理運営 の方針となっており意欲が感じられる。
	II 管理運営のための十分 な能力があること	350	224	・豊富な経験に基づく管理運営は評価できる。 ・本部と現地の管理体制にやや明確性が欠けてい る。
	III 市民を支援するための 取組がなされていること	200	138	・サービス向上について積極的に取り組むことと している。 ・様々な提案がなされているが、博多市民センタ ーでの実施については具体性に欠けている。
	IV 管理経費	75	48	・設備の省エネルギー化による光熱水費の削減な ど、具体的な経費削減の取組が評価できる。
	V その他(地場業者育成 等)	75	65	・地場企業である。
	計	750	509	
(株)ビルマネー ジメント 提示額 27年度 79,400千円	I 市民の適正かつ公平な 利用が確保されていること	50	26	・積極的な姿勢は評価できるが、社会教育施設 を運営することに対する理解に、やや不十分 な点が見受けられる。
	II 管理運営のための十分 な能力があること	350	206	・管理運営に関する提案がやや具体性に欠けて いる。
	III 市民を支援するための 取組がなされていること	200	109	・地域とのかかわり方に関する提案が、やや具 体性に欠けている。
	IV 管理経費	75	42	・経費縮減に積極的に取り組む提案がなされて いる。
	V その他(地場業者育成 等)	75	64	・地場企業である。
	計	750	447	

【参考】候補団体の概要

第250号 福岡市立博多市民センターに係る指定管理者の指定について

1 候補団体名，所在地

福岡市博多区博多駅東一丁目18番25号
株式会社 創建サービス

2 代表者氏名

代表取締役 堺 光則

3 設立年月日

昭和62年5月25日

4 沿革

昭和62年5月 会社設立 資本金1,000万円
福岡市博多区博多駅東二丁目5番28号

昭和62年7月 資本金増資 2,050万円

平成元年8月 本社移転 福岡市博多区博多駅東一丁目18番25号

5 業務内容

- ・ビルメンテナンス業
- ・指定管理業務
- ・警備業
- ・一般建設業 ほか

6 主な実績

- ・福岡市 東市民センター指定管理者
- ・福岡市 博多市民センター指定管理者
- ・福岡市 博多・南体育館指定管理者
- ・福岡市 博多・南市民プール指定管理者

議案第248号 福岡市立中央市民センターに係る指定管理者の 指定について

議案番号	第248号
名 称	福岡市立中央市民センターに係る指定管理者の指定について
提出理由	本市が設置する福岡市立中央市民センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立中央市民センター
- (2) 指定管理者に指定する者
福岡市中央区天神四丁目7番17号
株式会社 シンコー
- (3) 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

2 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
 - ・センターの施設及び附属設備の維持及び補修，利用の許可，使用料の徴収・減免，入館の制限等に関する業務
 - ・音楽，演劇，美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する業務
- (2) 応募資格
 - ・法人その他の団体若しくは複数の団体により構成されるグループ
 - ・福岡市内に事業所を置く団体
- (3) 応募団体
3団体
 - ・株式会社シンコー
 - ・株式会社西日本介護サービス
 - ・九電ビジネスフロント・九州メンテナンス JV (五十音順)

(4) 福岡市立中央市民センター指定管理者の選定委員会委員
選定委員5名（五十音順）

区分	氏名	役職名
財務専門家	熊手 艶子	税理士法人くまで会計事務所 代表社員税理士
学識経験者	坂本 昭	福岡大学名誉教授
市職員	高島 収	中央区総務部長
地域代表	原田 陽次	中央区自治協議会等代表者会前会長
利用者代表	吉丸 美代子	育児支援グループ中央区ももの会 代表

(5) 募集・選定経過

第1回選定委員会 平成26年6月27日
(募集要項及び選定基準・方法決定)

募集要項配布 平成26年7月15日から平成26年9月2日まで
応募期間 平成26年8月19日から平成26年9月2日まで

第2回選定委員会 平成26年9月25日
(書類審査, 第1次選定)

第3回選定委員会 平成26年10月23日
(ヒアリング、最終選考)

(6) 指定管理料の上限額

平成27年度：86,289千円

3 選定結果（中央市民センター）

(1) 選定基準

審査項目	配点	内容
I 市民の適正かつ公平な利用が確保されていること	10点	<ul style="list-style-type: none"> 施設設置目的を踏まえた目標設定をしている。 実現可能で目的にあった効果的な運営方針を提案している。 施設の管理運営意欲・抱負・理念を持っている。
II 管理運営のための十分な能力があること	70点	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施体制など管理責任体制が適切である。 法令を遵守し業務を実行できる体制を整備している。 管理運営にあたって、充分な要員配置を行っている。 管理運営にあたって、高齢者や障がい者等の雇用拡大や、従業員のワークライフバランスの充実、男女共同参画の推進、及びその他市の施策につながる方策を講じている。 施設の的確な維持管理と管理水準向上の考え方及び手法が適切である。 施設の維持管理等のための、業務の一部委託における指定管理者としての点検・指導監督方法等、具体的な方策を提案している。 施設運営・施設管理に従事するにあたって必要な研修等を具体的に計画している。 安全確保についての考え方や施設内の事故発生時等における対応の方策が講じられている。 利用者の個人情報保護について、十分な措置を講じている。 環境配慮に向けた取組を提案している。

Ⅲ 市民を支援するための取組がなされていること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務管理マニュアル等を整備するなど、接客、苦情処理、利用者の視点に立った迅速・的確なサービスの提供の方策を講じている。 ・利用者ニーズを的確に把握し、運営に反映させる工夫をしている。 ・サービス向上について、効果の高い提案をしている。 ・集客対策について、広報や宣伝方法など効果的な対策を講じている。 ・施設の利用状況や、施設の特長などを踏まえた効果的な対策手法を提案している。 ・地域や教育機関、関係団体との関わり方について具体的に提案している。 ・文化の振興に寄与するとともに、施設の魅力向上につながる文化的事業等の企画がなされている。
Ⅳ 管理経費	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・予算額の積算根拠が適切である。 ・経費削減の取組が適切である。
Ⅴ その他	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市に主たる事務所を有している。 ・その他独創的な取組を提案している。
合計	150点	

(2) 選定結果

下記の選定委員会の評価を参考に、市として総合的に勘案し、「株式会社シンコー」を指定管理者の候補者としたものである。

【選定委員会の評価】

・これまでの業務実績や、当施設の指定管理者としての取り組みに対する熱意が高く評価されるとともに、管理体制・現地の要員配置計画、施設の維持管理等の面で安定感が認められた。

委員ごとの候補者順位としては、株式会社シンコーを1位とする委員が過半数であった。

応募団体名	区分	配点	得点	主な評価内容
	審査項目			
(株)シンコー 提示額 27年度 <u>86,200千円</u>	Ⅰ 市民の適正かつ公平な利用が確保されていること	50	46	・施設の設置目的を踏まえ、現指定管理者としての実績に基づいた具体的な提案で、説得力がある。
	Ⅱ 管理運営のための十分な能力があること	350	294	・経験や技能を生かした施設の維持管理や人材育成の能力を有し、提案内容もソフト面、ハード面ともに安定感があり、信頼できる。
	Ⅲ 市民を支援するための取組がなされていること	200	177	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や関係団体との連携について具体的に積極的な取り組みが評価できる。 ・市民ニーズを受け止めた提案を行い、意欲的で前向きな姿勢が評価できる。
	Ⅳ 管理経費	75	60	・収支計画は実績に基づいて試算されており信頼できる。
	Ⅴ その他(地場業者育成等)	75	72	・地場企業である。
	計	750	649	

九電ビジネス フロント・九州 メンテナンス JV 提示額 27年度 <u>85,842千円</u>	I 市民の適正かつ公平な 利用が確保されていること	50	38	・管理運営方針の「つなぐ」というキーワードは評価できるが、中央市民センターの事業と異なる内容の記述があった。
	II 管理運営のための十分な 能力があること	350	252	・企業グループの組織が大きく、大規模施設の管理実績も有り、施設管理や人材育成の能力は十分有している。 ・中央市民センターの仕様等と異なる内容の記述が散見された。
	III 市民を支援するための 取組がなされていること	200	135	・地域や関係団体との関わりにおける「つなぐ」事業については、市民センターと本社の役割等、具体的な説明が不十分であった。
	IV 管理経費	75	48	・収支計画は概ね良い。
	V その他(地場業者育成 等)	75	66	・地場企業の共同企業体である。
	計	750	539	
	株式会社西日 本介護サービ ス 提示額 27年度 <u>81,975千円</u>	I 市民の適正かつ公平な 利用が確保されていること	50	28
II 管理運営のための十分な 能力があること		350	192	・市民センター運営に係る人材計画の説明等が不十分であった。 ・中央市民センターの仕様等と異なる内容の記述が散見された。
III 市民を支援するための 取組がなされていること		200	92	・地域と一体となったイベントの提案については、高齢者施設での実績の範囲にとどまるものであった。
IV 管理経費		75	36	・収支計画に不十分な点があった。
V その他(地場業者育成 等)		75	62	・地場企業である。
計		750	410	

【参考】候補団体の概要

第248号 福岡市立中央市民センターに係る指定管理者の指定について

- 1 法人・団体名, 所在地
福岡市中央区天神四丁目7番17号
株式会社 シンコー
- 2 代表者氏名
代表取締役 三浦 尚武
- 3 設立年月日
昭和33年10月20日
- 4 沿革
昭和33年10月 新高ビルサービス株式会社設立 資本金50万円
福岡市中央区高砂町
昭和38年 8月 本社移転
福岡市中央区天神三丁目4番9号
昭和43年 8月 本社移転
福岡市中央区天神四丁目7番18号
昭和48年 9月 株式会社シンコーへ商号変更
昭和59年 1月 本社現在地に移転
福岡市中央区天神四丁目7番17号
平成 5年 8月 資本金4,300万円に増額
- 5 業務内容
 - ・設備保守管理、機器運転管理業務
 - ・清掃管理業務（ビル清掃、水槽清掃等）
 - ・施設警備業務
 - ・受付案内、電話交換、人材派遣業務
 - ・緑地管理業務、その他
- 6 主な実績
 - ・福岡市 福岡市行政棟（清掃業務）
 - ・福岡市 福岡市赤煉瓦文化館（受付・清掃・警備業務）
 - ・福岡県警 西警察署（環境衛生業務）
 - ・福岡市 中央市民センター指定管理者

議案第247号 福岡市立南市民センターに係る指定管理者の 指定について

議案番号	第247号
名 称	福岡市立南市民センターに係る指定管理者の指定について
提出理由	本市が設置する福岡市立南市民センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立南市民センター
- (2) 指定管理者に指定する者
福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号
太平ビルサービス株式会社
- (3) 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

2 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
 - ・センターの施設及び附属設備の維持及び補修，利用の許可，使用料の徴収・減免，入館の制限等に関する業務
 - ・音楽，演劇，美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する業務
- (2) 応募資格
 - ・法人その他の団体若しくは複数の団体により構成されるグループ
 - ・福岡市内に事業所を置く団体
- (3) 応募団体
4団体
 - ・太平ビルサービス株式会社
 - ・テルウェル西日本株式会社
 - ・株式会社西日本介護サービス
 - ・株式会社ビルマネージメント (五十音順)

(4) 福岡市立南市民センター指定管理者の選定委員会委員

選定委員 5 名 (五十音順)

区分	氏名	役職名
地域代表	内山 仁	南区自治協議会 会計
利用者代表	戸部田 宣子	南区子ども会育成連合会 会長
市職員	中園 茂行	南区総務部長
財務専門家	西田 邦秀	西田公認会計士税理士事務所 所長
学識経験者	森山 久子	香蘭女子短期大学 名誉教授

(5) 募集・選定経過

第 1 回選定委員会 (募集要項及び選定基準・方法決定)	平成 26 年 7 月 7 日
募集要項配布 応募期間	平成 26 年 7 月 15 日から平成 26 年 9 月 2 日まで 平成 26 年 8 月 19 日から平成 26 年 9 月 2 日まで
第 2 回選定委員会 (書類審査, 第 1 次選定)	平成 26 年 9 月 24 日
第 3 回選定委員会 (ヒアリング, 最終選定)	平成 26 年 10 月 23 日

(6) 指定管理料の上限額

平成 27 年度 : 89, 226 千円

3 選定結果 (南市民センター)

(1) 選定基準

審査項目	配点	内容
I 市民の適正かつ公平な利用が確保されていること	10 点	<ul style="list-style-type: none"> 施設設置目的を踏まえた目標設定をしている。 実現可能で目的にあった効果的な運営方針を提案している。 施設の管理運営意欲・抱負・理念を持っている。
II 管理運営のための十分な能力があること	70 点	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施体制など管理責任体制が適切である。 法令を遵守し業務を実行できる体制を整備している。 管理運営にあたって, 十分な要員配置を行っている。 管理運営にあたって, 高齢者や障がい者等の雇用拡大, 従業員のワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進, およびその他市の施策につながる方策を講じている。 施設の的確な維持管理と管理水準向上の考え方及び手法が適切である。 施設の維持管理等のための, 業務の一部委託における指定管理者としての点検・指導監督方法等, 具体的な方策を提案している。 施設運営・施設管理に従事するにあたって必要な研修等を具体的に計画している。 安全確保についての考え方や施設内の事故発生時等における対応方策が講じられている。 利用者の個人情報保護について, 十分な措置を講じている。 環境配慮に向けた取組を提案している。 管理体制を維持できる安定的な経営基盤を有している。

Ⅲ 市民を支援するための取組がなされていること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務管理マニュアル等を整備するなど、接客、苦情処理、利用者の視点に立った迅速・的確なサービスの提供の方策を講じている。 ・利用者ニーズを的確に把握し、運営に反映させる工夫をしている。 ・サービス向上について、効果の高い提案をしている。 ・集客対策について、広報や宣伝方法など効果的な対策を講じている。 ・施設の利用状況や、施設の特性などを踏まえた効果的な対策手法を提案している。 ・地域や教育機関、関係団体との関わり方について具体的に提案している。 ・文化の振興に寄与するとともに、施設の魅力向上につながる文化的事業等の企画がなされている。
Ⅳ 管理経費	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・予算額の積算根拠が適切である。 ・経費削減の取組が適切である。
Ⅴ その他	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市に主たる事務所を有している。 ・その他独創的な取組を提案している。
合 計	150点	

(2) 選定結果

下記の選定委員会の評価を参考に、市として総合的に勘案し、「太平ビルサービス株式会社」を指定管理者の候補者としたものである。

【選定委員会の評価】

・設置目的を踏まえた管理運営方針をはじめ、人材の育成計画や利用者へのサービスの質の確保及び向上に関する取り組みなど、施設運営全般に関して具体的で分かりやすく示しており、本社と一体となった運営体制や責任体制も安定感があり、高く評価された。

委員ごとの候補者順位としては、太平ビルサービス株式会社を1位とする委員が過半数であった。

区 分		配点	得点	主な評価内容
応募団体名	審査項目			
太平ビルサービス株式会社 提示額 27年度 87,708千円	Ⅰ 市民の適正かつ公平な利用が確保されていること	50	38	・設置目的を踏まえた管理運営方針と具体的に取り組む内容を示している。
	Ⅱ 管理運営のための十分な能力があること	350	264	・施設の特徴や課題等を把握して、具体的な対応策を示しており、人材の育成計画等も具体的である。
	Ⅲ 市民を支援するための取組がなされていること	200	150	・利用者のニーズ把握をはじめ、管理マニュアルなどにより利用者へのサービス向上を図る取り組みを示すとともに、地域や関係団体との関わり方も幅広く具体的である。
	Ⅳ 管理経費	75	54	・電気・空調設備等の管理などによる経費縮減に向けて具体的に取り組む内容を示しているが、さらなる節減への取り組みが望まれる。
	Ⅴ その他(地場業者育成等)	75	67	・地場企業である。
	計	750	573	

テルウェル西 日本株式会社 提示額 27年度 <u>85,657千円</u>	I 市民の適正かつ公平な利用が確保されていること	50	32	・設置目的を踏まえた管理運営方針を示しているが、取り組む内容がやや乏しい。
	II 管理運営のための十分な能力があること	350	251	・施設の維持管理・再委託は、これまでの実績等に基づく安定感があり、個人情報の保護や環境への配慮などでは取り組む内容を具体的に示している。
	III 市民を支援するための取組がなされていること	200	135	・利用者サービスはユニバーサルデザインの導入など具体的に示しているが、地域団体との関わり方などでは、具体的な取り組みがやや乏しい。
	IV 管理経費	75	45	・経費縮減に向けて具体的に取り組む内容がやや乏しい。
	V その他(地場業者育成等)	75	28	・地場外企業である。
	計	750	491	
株式会社ビル マネージメント 提示額 27年度 <u>86,455千円</u>	I 市民の適正かつ公平な利用が確保されていること	50	30	・設置目的を踏まえた管理運営方針を示しているが、具体的に取り組む内容がやや乏しい。
	II 管理運営のための十分な能力があること	350	222	・人材の育成計画や、環境への配慮などでは取り組む内容を示しているが、管理体制や施設の維持管理などは取り組む内容がかなり乏しい。
	III 市民を支援するための取組がなされていること	200	123	・利用者のニーズ把握などによる利用者サービスは具体的に示しているが、効果的な集客対策等などは具体的に取り組む内容がかなり乏しい。
	IV 管理経費	75	45	・経費縮減に向けて具体的に取り組む内容がやや乏しい。
	V その他(地場業者育成等)	75	67	・地場企業である。
	計	750	487	

【参考】候補団体の概要

第247号 福岡市立南市民センターに係る指定管理者の指定について

- 1 法人・団体名, 所在地
福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号
太平ビルサービス株式会社
- 2 代表者氏名
代表取締役社長 狩野 伸彌
- 3 設立年月日
昭和53年1月4日
- 4 沿革
昭和35年10月1日 創業
昭和53年 1月4日 設立 資本金3,000万円
本社 福岡市中央区舞鶴2丁目4番1号
昭和58年 4月 本社現在地に移転
平成14年 9月 佐賀営業所開設
平成18年 4月 大分営業所開設
- 5 業務内容
 - ・資産運営管理
 - ・清掃業務
 - ・サービス業務
 - ・ホテル管理業務
 - ・環境衛生管理業務
 - ・設備管理業務
 - ・警備業務
 - ・マンション管理業務
 - ・駐車場管理業務
 - ・その他関連業務
- 6 主な実績
 - ・福岡市 博多南地域交流センター指定管理者
 - ・福岡市 東市民プール指定管理者（JV）
 - ・福岡市 藤崎バス乗継ターミナル指定管理者（JV）
 - ・福岡市 南市民センター指定管理者
 - ・福岡市 早良市民センター指定管理者（JV）

議案第251号 福岡市立城南市民センターに係る指定管理者の 指定について

議案番号	第251号
名 称	福岡市立城南市民センターに係る指定管理者の指定について
提出理由	本市が設置する福岡市立城南市民センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立城南市民センター
- (2) 指定管理者に指定する者
九電ビジネスフロント・九州メンテナンスJV
代表者 福岡市中央区天神二丁目12番1号
株式会社 九電ビジネスフロント
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州メンテナンス株式会社
- (3) 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

2 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
 - ・センターの施設及び附属設備の維持及び補修，利用の許可，使用料の徴収・減免，入館の制限等に関する業務
 - ・音楽，演劇，美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する業務
- (2) 応募資格
 - ・法人その他の団体若しくは複数の団体により構成されるグループ
 - ・福岡市内に事業所を置く団体
- (3) 応募団体
4団体
 - ・九電ビジネスフロント・九州メンテナンスJV
 - ・株式会社ニップス，
 - ・株式会社ビルマネージメント
 - ・福岡総合ビル管理事業協同組合・福岡市民ホールサービス共同事業体（五十音順）

(4) 福岡市立城南市民センター指定管理者の選定委員会委員

選定委員 5 名 (五十音順)

区分	氏名	役職名
市職員	池田 澄男	城南区総務部長
利用者代表	石内 絵衣子	城南区男女共同参画連絡会 会長
学識経験者	大谷 善博	福岡大学 名誉教授
地域代表	佐土原 宏典	城南区自治協議会連絡会議 会計
財務専門家	藺田 久恵	中小企業診断士

(5) 募集・選定経過

第 1 回選定委員会 平成 26 年 6 月 25 日

(募集要項及び審査基準・方法決定)

募集要項配布 平成 26 年 7 月 15 日から平成 26 年 9 月 2 日まで

応募期間 平成 26 年 8 月 19 日から平成 26 年 9 月 2 日まで

第 2 回選定委員会 平成 26 年 9 月 22 日

(書類審査, 第 1 次選定)

第 3 回選定委員会 平成 26 年 10 月 20 日

(ヒアリング)

(6) 指定管理料の上限額

平成 27 年度 : 86,340 千円

3 選定結果 (城南市民センター)

(1) 審査基準

審査項目	配点	内容
I 市民の適正かつ公平な利用が確保されていること	10 点	<ul style="list-style-type: none"> 施設設置目的を踏まえた目標設定をしている。 実現可能で目的にあった効果的な運営方針を提案している。 施設の管理運営意欲・抱負・理念を持っている。
II 管理運営のための十分な能力があること	70 点	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施体制など管理責任体制が適切である。 法令を遵守し業務を実行できる体制を整備している。 管理運営にあたって、十分な要員配置を行っている。 管理運営にあたって、高齢者や障がい者等の雇用拡大、従業員のワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進、およびその他市の施策につながる方策を講じている。 施設の的確な維持管理と管理水準向上の考え方及び手法が適切である。 施設の維持管理等のための、業務の一部委託における指定管理者としての点検・指導監督方法等、具体的な方策を提案している。 施設運営・施設管理に従事するにあたって必要な研修等を具体的に計画している。 安全確保についての考え方や施設内の事故発生時等における対応方策が講じられている。 利用者の個人情報保護について、十分な措置を講じている。 環境配慮に向けた取組を提案している。 管理体制を維持できる安定的な経営基盤を有している。

Ⅲ 市民を支援するための取組がなされていること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務管理マニュアル等を整備するなど、接客、苦情処理、利用者の視点に立った迅速・的確なサービスの提供の方策を講じている。 ・利用者ニーズを的確に把握し、運営に反映させる工夫をしている。 ・サービス向上について、効果の高い提案をしている。 ・集客対策について、広報や宣伝方法など効果的な対策を講じている。 ・施設の利用状況や、施設の特性などを踏まえた効果的な対策手法を提案している。 ・地域や教育機関、関係団体との関わり方について具体的に提案している。 ・文化の振興に寄与するとともに、施設の魅力向上につながる文化的事業等の企画がなされている。
Ⅳ 管理経費	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・予算額の積算根拠が適切である。 ・経費削減の取組が適切である。
Ⅴ その他	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市に主たる事務所を有している。 ・その他独創的な取組を提案している。
合計	150点	

(2) 選定結果

下記の選定委員会の評価を参考に、市として総合的に勘案し、「九電ビジネスフロント・九州メンテナンスJV」を指定管理者の候補者としたものである。

【選定委員会の評価】

・「つなぐ」をキーワードに身近なコミュニティづくりの支援策などの提案が具体的であり、また共同事業体としての実績はないが、個別の企業としては施設の管理運営について複数の実績があり、市民センターの設置目的や現状の課題を踏まえた管理運営方針、人材育成の計画や具体的な集客対策などが高く評価された。

委員ごとの候補者順位としては、九電ビジネスフロント・九州メンテナンスJVを1位とする委員が過半数であった。

区 分		配点	得点	主な評価内容
応募団体名	審査項目			
九電ビジネス フロント・九州 メンテナンス JV 提示額 27年度 85,096千円	Ⅰ 市民の適正かつ 公平な利用が確保 されていること	50	42	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センターの設置目的や現状の課題を踏まえた管理運営方針が評価できる。 ・「つなぐ」をキーワードに身近なコミュニティづくりの支援策など具体的な提案が評価できる。
	Ⅱ 管理運営のため の十分な能力があ ること	350	284	<ul style="list-style-type: none"> ・共同事業体としての実績はないが、個別の企業としては施設の管理運営について、複数の実績がある。 ・人材育成の計画など本社との連携体制が整っている。
	Ⅲ 市民を支援する ための取組がなさ れていること	200	148	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や大学をつなぐ具体的な連携事業を提案しており、今後の集客対策に期待できる。
	Ⅳ 管理経費	75	54	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画は従前の実績を参考に具体的な試算がなされており評価できる。 ・省エネルギーの効果が期待できる。
	Ⅴ その他(地場業者 育成等)	75	72	<ul style="list-style-type: none"> ・地場企業の共同事業体である。
計		750	600	

福岡総合ビル 管理事業協同 組合・福岡市民 ホールサービ ス共同事業体 提示額 27年度 82,624千円	I 市民の適正かつ 公平な利用が確保 されていること	50	38	・これまで指定管理者として、管理運営を担ってきた実績を基に、管理運営方針を策定しており安定性が高い。
	II 管理運営のため の十分な能力があ ること	350	279	・これまでの勤務体制を踏まえた適正な要員配置や施設の維持管理などの考え方も適切であり評価できる。
	III 市民を支援する ための取組がなさ れていること	200	154	・これまで実施した文化・芸術に関する事業に熱心に取り組まれたことは評価できるが、今後5年間に向けた新たな企画提案については、現状維持の感が否めない。
	IV 管理経費	75	57	・経費削減に対し、積極的に取り組む提案がなされており評価できる。 ・省エネルギーの効果が期待できる。
	V その他(地場業者 育成等)	75	68	・地場企業の共同事業体である。
	計	750	596	
株式会社ビル マネーメン ト 提示額 27年度 83,850千円	I 市民の適正かつ 公平な利用が確保 されていること	50	26	・企画提案事項に目標指数等が明記されているが、目標達成の方策等について具体性に乏しい。
	II 管理運営のため の十分な能力があ ること	350	214	・施設の管理業務については能力と熱意は感じられるが、市民センターの設置目的に沿った運営に対する認識に物足りなさを感じる。
	III 市民を支援する ための取組がなさ れていること	200	107	・企画提案がイベント中心の集客対策であり、実現性に不安がある。
	IV 管理経費	75	48	・経費削減に対する提案内容が具体性に乏しい。
	V その他(地場業者 育成等)	75	63	・地場企業である。
	計	750	458	

【参考】候補団体の概要

第251号 福岡市立城南市民センターに係る指定管理者の指定について

1 法人・団体名，所在地

九電ビジネスフロント・九州メンテナンスJV

代表者 福岡市中央区天神二丁目12番1号

株式会社 九電ビジネスフロント

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州メンテナンス株式会社

2 団体の概要

(1) 株式会社 九電ビジネスフロント

ア 代表者氏名

代表取締役社長 上野 正

イ 設立年月日

平成14年10月22日

ウ 沿革

平成14年10月 福岡市中央区天神に設立

エ 業務内容

- ・一般労働者派遣事業
- ・有料職業紹介事業
- ・各種企業，団体等に対する業務研修の請負
- ・経営および労務コンサルタント業務
- ・総務・労務・経理・人事・庶務に関する事務処理，販売促進，コールセンター業務の受託
- ・イベント，展示会，会議等の企画，制作，運営及び管理
- ・職業能力開発，就職支援に関する業務の委託
- ・指定管理者制度に基づく管理運営
- ・求人および人事・労務の動向に関する情報の収集，提供
- ・前各号に附帯関連する一切の事業

オ 主な実績

- ・特別行政法人 九州国立博物館来館者対応業務
- ・福岡市 福岡市就労相談窓口業務・中高年雇用促進事業
- ・福岡県 福岡県新生活産業事業展開事業
- ・福岡県 中小企業人材確保・処遇向上支援事業

(2) 九州メンテナンス株式会社

ア 代表者氏名

代表取締役社長 甲斐 誠

イ 設立年月日

昭和35年4月25日

ウ 沿革

昭和35年 4月 福岡建物管理株式会社を福岡市中央区に設立
平成 8年 1月 商号を「九州ビルメンテナンス株式会社」に変更
平成14年 3月 IOS-9001 2000年版認証取得
平成23年 4月 九州電力グループに加入

エ 業務内容

- ・ビルメンテナンス業（清掃，設備管理及び環境衛生業務等）
- ・警備業法で定義される警備業
- ・会議室運営業務
- ・不動産の運営，維持，管理を総合的に行う業務（プロパティマネジメント，ファシリティマネジメント）
- ・PFI法及び指定管理者制度に基づく公共施設等の企画，維持管理及び運営
- ・労働者派遣事業
- ・建設業
- ・マンション管理業
- ・ハウスクリーニング及びリフォーム業
- ・宅地建物取引業
- ・不動産の保有，賃貸及び運営・管理業務
- ・前各号に関連する一切の事業

オ 主な実績

- ・福岡市 福岡競艇場 設備管理業務
- ・福岡市 九電記念体育館の指定管理者業務
- ・福岡県 福岡県保健環境研究所 清掃・設備管理・警備業務
- ・大分市 大分市植田行政市民センター 清掃業務

議案第 249 号 福岡市立早良市民センターに係る指定管理者の 指定について

議案番号	第 249 号
名 称	福岡市立早良市民センターに係る指定管理者の指定について
提出理由	本市が設置する福岡市立早良市民センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立早良市民センター
- (2) 指定管理者に指定する者
ふくおか市民施設管理 J V
代表者 福岡市中央区渡辺通二丁目 4 番 8 号
太平ビルサービス株式会社
福岡市中央区天神五丁目 1 番 23 号
株式会社 福岡市民ホールサービス
- (3) 指定する期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

2 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
 - ・センターの施設及び附属設備の維持及び補修，利用の許可，使用料の徴収・減免，入館の制限等に関する業務
 - ・音楽，演劇，美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する業務
- (2) 応募資格
 - ・法人その他の団体若しくは複数の団体により構成されるグループ
 - ・福岡市内に事業所を置く団体
- (3) 応募団体
2 団体
 - ・株式会社ニップス
 - ・ふくおか市民施設管理 J V (五十音順)

(4) 福岡市立早良市民センター指定管理者の選定委員会委員

選定委員 5 名（五十音順）

区分	氏名	役職名
利用者代表	緒方 豊子	早良区男女共同参画協議会 会長
財務専門家	越智 大	越智公認会計士事務所 所長
地域代表	佐藤 幸市	早良区地区自治組織連絡協議会 副会長
市職員	永田 淳一	早良区総務部長
学識経験者	松永 裕二	西南学院大学人間科学部 教授

(5) 募集・選定経過

第 1 回選定委員会 (募集要項及び選定基準・方法決定)	平成 26 年 7 月 3 日
募集要項配布 応募期間	平成 26 年 7 月 15 日から平成 26 年 9 月 2 日まで 平成 26 年 8 月 19 日から平成 26 年 9 月 2 日まで
第 2 回選定委員会 (書類審査, 第 1 次選定)	平成 26 年 9 月 25 日
第 3 回選定委員会 (ヒアリング, 最終選定)	平成 26 年 10 月 16 日

(6) 指定管理料の上限額

平成 27 年度：111,169 千円

3 選定結果（早良市民センター）

(1) 選定基準

審査項目	配点	内容
I 市民の適正かつ公平な利用が確保されていること	10 点	<ul style="list-style-type: none"> 施設設置目的を踏まえた目標設定をしている。 実現可能で目的にあった効果的な運営方針を提案している。 施設の管理運営意欲・抱負・理念を持っている。
II 管理運営のための十分な能力があること	70 点	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施体制など管理責任体制が適切である。 法令を遵守し業務を実行できる体制を整備している。 管理運営にあたって、十分な要員配置を行っている。 管理運営にあたって、高齢者や障がい者等の雇用拡大、従業員のワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進、およびその他市の施策につながる方策を講じている。 施設の的確な維持管理と管理水準向上の考え方及び手法が適切である。 施設の維持管理等のための、業務の一部委託における指定管理者としての点検・指導監督方法等、具体的な方策を提案している。 施設運営・施設管理に従事するにあたって必要な研修等を具体的に計画している。 安全確保についての考え方や施設内の事故発生時等における対応方策が講じられている。 利用者の個人情報保護について、十分な措置を講じている。 環境配慮に向けた取組を提案している。 管理体制を維持できる安定的な経営基盤を有している。

Ⅲ 市民を支援するための取組がなされていること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務管理マニュアル等を整備するなど、接客、苦情処理、利用者の視点に立った迅速・的確なサービスの提供の方策を講じている。 ・利用者ニーズを的確に把握し、運営に反映させる工夫をしている。 ・サービス向上について、効果の高い提案をしている。 ・集客対策について、広報や宣伝方法など効果的な対策を講じている。 ・施設の利用状況や、施設の特性などを踏まえた効果的な対策手法を提案している。 ・地域や教育機関、関係団体との関わり方について具体的に提案している。 ・文化の振興に寄与するとともに、施設の魅力向上につながる文化的事業等の企画がなされている。
Ⅳ 管理経費	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・予算額の積算根拠が適切である。 ・経費削減の取組が適切である。
Ⅴ その他	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市に主たる事務所を有している。 ・その他独創的な取組を提案している。
合計	150点	

(2) 選定結果

下記の選定委員会の評価を参考に、市として総合的に勘案し、「ふくおか市民施設管理 J V」を指定管理者の候補者としたものである。

【 選定委員会の評価 】

・これまでの長年にわたる業務実績や取り組みに対する熱意を高く評価するとともに、施設の設置目的等を踏まえた管理運営方針、現地の要員配置計画、文化的事業の計画の面等の評価した。

委員ごとの候補者順位としては、ふくおか市民施設管理 J Vを1位とする委員が過半数であった。

区 分		配点	得点	主な評価内容
応募団体名	審査項目			
ふくおか市民施設管理 J V 提示額 27 年度 105,271 千円	Ⅰ 市民の適正かつ公平な利用が確保されていること	50	32	・施設設置目的を踏まえた管理運営方針が評価できる。
	Ⅱ 管理運営のための十分な能力があること	350	223	・緊急時にも配慮された本部と現地の管理体制や現地の要員配置計画が評価できる。
	Ⅲ 市民を支援するための取組がなされていること	200	122	・施設の魅力向上につながる文化的事業の計画が評価できる。
	Ⅳ 管理経費	75	45	・予算執行計画は実績に裏付けされているが、新規提案の一部事業について具体的な積算根拠にやや欠ける。
	Ⅴ その他(地場業者育成等)	75	65	・地場企業である。
	計	750	487	

(株)ニップス 提示額 27年度 <u>108,800 千円</u>	I 市民の適正かつ公平な利用が確保されていること	50	30	・施設設置目的や複合施設としての早良市民センターについての認識について、疑問がやや残る。
	II 管理運営のための十分な能力があること	350	215	・現地の要員配置計画について、十分な管理体制が確認できない。 ・人材の育成計画について評価できる。
	III 市民を支援するための取組がなされていること	200	124	・広報や宣伝方法等の効果的な集客対策について評価できる。 ・地域や関係団体との関わり方についての提案の実現性に疑問がやや残る。
	IV 管理経費	75	33	・予算執行計画が具体性にやや乏しい。
	V その他(地場業者育成等)	75	65	・地場企業である。
	計	750	467	

【参考】候補団体の概要

第249号 福岡市立早良市民センターに係る指定管理者の指定について

1 法人・団体名，所在地

ふくおか市民施設管理JV

代表者 福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号
太平ビルサービス株式会社
福岡市中央区天神五丁目1番23号
株式会社 福岡市民ホールサービス

2 団体の概要

(1) 太平ビルサービス株式会社

ア 代表者氏名

代表取締役社長 狩野 伸彌

イ 設立年月日

昭和53年1月4日

ウ 沿革

昭和35年10月1日 創業
昭和53年 1月4日 設立 資本金3,000万円
本社 福岡市中央区舞鶴2丁目4番1号
昭和58年 4月 本社現在地に移転
平成14年 9月 佐賀営業所開設
平成18年 4月 大分営業所開設

エ 業務内容

- ・資産運営管理
- ・設備管理業務
- ・清掃業務
- ・警備業務
- ・サービス業務
- ・マンション管理業務
- ・ホテル管理業務
- ・駐車場管理業務
- ・環境衛生管理業務
- ・その他関連業務

オ 主な実績

- ・福岡市 博多南地域交流センター指定管理者
- ・福岡市 東市民プール指定管理者（JV）
- ・福岡市 藤崎バス乗継ターミナル指定管理者（JV）
- ・福岡市 南市民センター指定管理者
- ・福岡市 早良市民センター指定管理者（JV）

(2) 株式会社 福岡市民ホールサービス

ア 代表者氏名

代表取締役社長 内田 敏夫

イ 設立年月日

昭和38年10月8日

ウ 沿革

昭和38年10月 株式会社福岡ホールサービスセンター設立

昭和39年 9月 社名変更 株式会社福岡市民会館サービスセンター

昭和53年 1月 社名変更 株式会社福岡市民ホールサービス

平成 5年 6月 資本金 1000万円に増資

平成21年 4月 福岡市保有株式を譲渡

エ 業務内容

- ・催し物の企画, 誘致, 斡旋
- ・舞台の組立, 解体, 照明, 音響等舞台の使用に関する一切の業務
- ・舞台に関する諸プランと企画製作に関する業務
- ・宣伝のプラン, 宣伝物の製作並びに企画
- ・入場券の当日売り, 前売りの受託販売
- ・プログラムの編集, 刊行物の発行並びに発売, 鑑賞団体・友の会等の事務受託
- ・警備, 清掃, 冷暖房, 電気設備等施設の管理及び運営に関する業務
- ・食品類及び煙草等の販売業
- ・不動産賃貸業
- ・労働者派遣事業
- ・前各号に付帯関連する一切の事業

オ 主な実績

- ・福岡市 福岡市民会館指定管理者
- ・福岡市 福岡市男女共同参画推進センター指定管理者 (JV)
- ・福岡市 福岡市立早良・城南・西市民センター指定管理者 (JV)

議案第 252 号 福岡市立西市民センターに係る指定管理者の 指定について

議案番号	第 252 号
名 称	福岡市立西市民センターに係る指定管理者の指定について
提出理由	本市が設置する福岡市立西市民センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立西市民センター

(2) 指定管理者に指定する者

株式会社 大興社・株式会社 福岡市民ホールサービス共同事業体

代表者 福岡市西区野方三丁目 1 番 5 号

株式会社 大興社

福岡市中央区天神五丁目 1 番 23 号

株式会社 福岡市民ホールサービス

(3) 指定する期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

2 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

- ・センターの施設及び附属設備の維持及び補修，利用の許可，使用料の徴収・減免，入館の制限等に関する業務
- ・音楽，演劇，美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する業務

(2) 応募資格

- ・法人その他の団体若しくは複数の団体により構成されるグループ
- ・福岡市内に事業所を置く団体

(3) 応募団体

3 団体

- ・株式会社ケイミックス，
- ・株式会社大興社・株式会社福岡市民ホールサービス共同事業体
- ・株式会社ニップス (五十音順)

(4) 福岡市立西市民センター指定管理者の選定委員会委員
選定委員 5 名 (五十音順)

区分	氏名	役職名
地域代表	柴田 敏昭	西区自治協議会会長会 事務局長
財務専門家	藺田 久恵	中小企業診断士
市職員	藤尾 浩	西区総務部長
利用者代表	山岡 三重子	西区男女共同参画をすすめる会 会長
学識経験者	吉武 春光	西南学院大学商学部 教授

(5) 募集・選定経過

第 1 回選定委員会 (募集要項及び選定基準・方法決定)	平成 26 年 7 月 8 日
募集要項配布 応募期間	平成 26 年 7 月 15 日から平成 26 年 9 月 2 日まで 平成 26 年 8 月 19 日から平成 26 年 9 月 2 日まで
第 2 回選定委員会 (書類審査, 第 1 次選定)	平成 26 年 9 月 26 日
第 3 回選定委員会 (ヒアリング)	平成 26 年 10 月 14 日
第 4 回選定委員会 (最終選定)	平成 26 年 11 月 4 日

(6) 指定管理料の上限額

平成 27 年度：91,303 千円

3 選定結果 (西市民センター)

(1) 選定基準

審査項目	配点	内容
I 市民の適正かつ公平な利用が確保されていること	10 点	<ul style="list-style-type: none"> 施設設置目的を踏まえた目標設定をしている。 実現可能で目的にあった効果的な運営方針を提案している。 施設の管理運営意欲・抱負・理念を持っている。
II 管理運営のための十分な能力があること	70 点	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施体制など管理責任体制が適切である。 法令を遵守し業務を実行できる体制を整備している。 管理運営にあたって、充分な要員配置を行っている。 管理運営にあたって、高齢者や障がい者等の雇用拡大、従業員のワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進、およびその他市の施策につながる方策を講じている。 施設の的確な維持管理と管理水準向上の考え方及び手法が適切である。 施設の維持管理等のための、業務の一部委託における指定管理者としての点検・指導監督方法等、具体的な方策を提案している。 施設運営・施設管理に従事するにあたって必要な研修等を具体的に計画している。 安全確保についての考え方や施設内の事故発生時等における対応方策が講じられている。 利用者の個人情報保護について、十分な措置を講じている。 環境配慮に向けた取組を提案している。 管理体制を維持できる安定的な経営基盤を有している。

Ⅲ 市民を支援するための取組がなされていること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務管理マニュアル等を整備するなど、接客、苦情処理、利用者の視点に立った迅速・的確なサービスの提供の方策を講じている。 ・利用者ニーズを的確に把握し、運営に反映させる工夫をしている。 ・サービス向上について、効果の高い提案をしている。 ・集客対策について、広報や宣伝方法など効果的な対策を講じている。 ・施設の利用状況や、施設の特性などを踏まえた効果的な対策手法を提案している。 ・地域や教育機関、関係団体との関わり方について具体的に提案している。 ・文化の振興に寄与するとともに、施設の魅力向上につながる文化的事業等の企画がなされている。
Ⅳ 管理経費	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・予算額の積算根拠が適切である。 ・経費削減の取組が適切である。
Ⅴ その他	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市に主たる事務所を有している。 ・その他独創的な取組を提案している。
合 計	150点	

(2) 選定結果

下記の選定委員会の評価を参考に、市として総合的に勘案し、「株式会社大興社・株式会社福岡市民ホールサービス共同事業体」を指定管理者の候補者としたものである。

【選定委員会の評価】

・株式会社大興社・株式会社福岡市民ホールサービス共同事業体は、これまでの指定管理者としての実績に基づくしっかりした管理体制等が、株式会社ケイミックスは、新たな取り組みや施設改修等の提案が評価された。

委員ごとの候補者順位としては、株式会社大興社・株式会社福岡市民ホールサービス共同事業体を1位とする委員が過半数であった。

区 分		配点	得点	主な評価内容
応募団体名	審査項目			
株式会社大興社・株式会社福岡市民ホールサービス共同事業体 提示額 27年度 87,496千円	Ⅰ 市民の適正かつ公平な利用が確保されていること	50	38	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者としての経験を活かした堅実な提案である。 ・自習室の拡充や相談窓口の設置など、地域重視の姿勢が見られる。
	Ⅱ 管理運営のための十分な能力があること	350	274	<ul style="list-style-type: none"> ・経験を生かしたマニュアルや充実した人材育成計画など、管理体制ができており、安定感がある。
	Ⅲ 市民を支援するための取組がなされていること	200	147	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の団体をどう生かすかなど、地域の自主性を引き出そうとしているが、新たな取り組みが少ない。
	Ⅳ 管理経費	75	66	<ul style="list-style-type: none"> ・空調の細かな調整や不要な照明の消灯など、光熱水費の節減に取り組むものとなっている。
	Ⅴ その他(地場業者育成等)	75	65	<ul style="list-style-type: none"> ・地場企業の共同事業体である。
	計	750	590	

株式会社ケイ ミックス 提示額 27年度 <u>90,854千円</u>	I 市民の適正かつ公平な 利用が確保されていること	50	40	・西区の現状を分析するなど、地域特性を加味した提案となっている。
	II 管理運営のための十分な 能力があること	350	281	・整ったチェック体制や充実した人材育成計画など評価できる。 ・リスク管理等のマニュアルがしっかりしている。
	III 市民を支援するための 取組がなされていること	200	175	・新たな設備の設置や地域情報を集約し、市民センターから情報発信していく提案となっているが、実現性の点が不安。
	IV 管理経費	75	57	・上限額の範囲内で、来場者の立場に立った設備の設置など、新たな取り組みをしている。
	V その他（地場業者育成 等）	75	43	・地場外企業である。
	計	750	596	

【参考】候補団体の概要

第252号 福岡市立西市民センターに係る指定管理者の指定について

1 法人・団体名，所在地

株式会社 大興社・株式会社 福岡市民ホールサービス共同事業体
代表者 福岡市西区野方三丁目1番5号
株式会社 大興社
福岡市中央区天神五丁目1番23号
株式会社 福岡市民ホールサービス

2 団体の概要

(1) 株式会社 大興社

ア 代表者氏名

代表取締役 野形修一

イ 設立年月日

昭和52年3月23日

ウ 沿革

昭和52年 3月 会社設立 資本金 1,000万円
平成 元年 4月 組織変更 株式会社 大興社
平成 9年 6月 本社移転 福岡市西区野方三丁目1番5号

エ 業務内容

- ・ビル総合管理
- ・都市廃棄物焼却施設及びリサイクル施設の運転管理，上下水道施設の監視業務，運転管理，設備点検，改修，補修整備，運転委託業務
- ・病院内サービス業務
- ・造園・緑化事業及びその保守管理業務
- ・医療系廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業
- ・産業廃棄物収集運搬業
- ・ビル管理用資材機材販売

オ 主な実績

- ・福岡市 福岡市立西市民センター（清掃，警備，受付，設備管理業務）
- ・福岡市 西区役所（清掃，電話交換，設備管理業務）
- ・福岡市 福岡市営地下鉄姪浜駅～西新駅区間（清掃業務）
- ・民間 福岡学園福岡歯科大学（清掃業務）
- ・民間 村上華林堂病院（清掃，警備，設備管理業務）

(2) 株式会社 福岡市民ホールサービス

ア 代表者氏名

代表取締役社長 内田 敏夫

イ 設立年月日

昭和38年10月8日

ウ 沿革

昭和38年10月 株式会社福岡ホールサービスセンター設立

昭和39年 9月 社名変更 株式会社福岡市民会館サービスセンター

昭和53年 1月 社名変更 株式会社福岡市民ホールサービス

平成 5年 6月 資本金 1000万円に増資

平成21年 4月 福岡市保有株式を譲渡

エ 業務内容

- ・催し物の企画，誘致，斡旋
- ・舞台の組立，解体，照明，音響等舞台の使用に関する一切の業務
- ・舞台に関する諸プランと企画製作に関する業務
- ・宣伝のプラン，宣伝物の製作並びに企画
- ・入場券の当日売り，前売りの受託販売
- ・プログラムの編集，刊行物の発行並びに発売，鑑賞団体・友の会等の事務受託
- ・警備，清掃，冷暖房，電気設備等施設の管理及び運営に関する業務
- ・食品類及び煙草等の販売業
- ・不動産賃貸業
- ・労働者派遣事業
- ・前各号に付帯関連する一切の事業

オ 主な実績

- ・福岡市 福岡市民会館指定管理者
- ・福岡市 福岡市男女共同参画推進センター指定管理者（JV）
- ・福岡市 福岡市立早良・城南・西市民センター指定管理者（JV）

議案第254号 福岡市立総合西市民プールに係る指定管理者の 指定について

議案番号	第254号
名 称	福岡市立総合西市民プールに係る指定管理者の指定について
提出理由	本市が設置する福岡市立総合西市民プールの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立総合西市民プール 【非公募】
- (2) 指定管理者に指定する者
福岡市博多区東公園8番2号
公益財団法人 福岡市スポーツ協会
- (3) 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

2 選定の概要

- (1) 業務の内容
施設及び附属設備の維持及び補修，利用の許可，使用料の徴収・減免，入館の制限，スポーツ教室の実施等に関する業務
- (2) 福岡市市民局スポーツ振興課所管施設指定管理者選定委員会の委員
選定委員5名（五十音順）

区分	氏名	役職名
学識経験者	上和田 茂	九州産業大学 副学長
利用者代表	川口 和代	福岡市スポーツ推進委員協議会 女性委員長
財務専門家	信太 裕之	信太公認会計士事務所 公認会計士
市職員	下川 祥二	市民局コミュニティ推進部長
施設管理経験者	山口 幸彦	福岡市立障がい者スポーツセンター 館長

(3) 選定の理由

公益財団法人福岡市スポーツ協会は、これまで培ってきた施設運営ノウハウ、競技団体などとの多様なネットワーク及びスポーツトレーナーなどの豊富な人材を有しており、公認プールやトレーニング室などの施設機能を備え、福岡市におけるスポーツ行政推進の拠点施設である福岡市立総合西市民プールの特性を最大限に活かすことができるため。

(4) 指定管理料の上限額
平成27年度：234,338千円

(5) 提案額
平成27年度：234,338千円

【参考1】候補団体の概要

第254号 福岡市立総合西市民プールに係る指定管理者の指定について

- 1 候補団体名, 所在地
福岡市博多区東公園8番2号
公益財団法人 福岡市スポーツ協会
- 2 代表者氏名
会長 河部 浩幸
- 3 設立年月日
平成3年9月6日
- 4 沿革
昭和37年 1月 福岡市体育協会の創設
加盟19団体 初代会長 佐藤 篤二郎
平成 3年 9月 財団法人化
加盟35団体 基本財産1億円
平成22年 4月 財団法人福岡市スポーツ振興事業団と統合
(財団法人福岡市体育協会)
平成24年10月 公益財団法人へ移行し, 名称を公益財団法人福岡市スポーツ協会に変更。
- 5 業務内容
・市民スポーツの普及振興
・競技スポーツの振興
・公共スポーツ施設の管理運営 ほか
- 6 主な実績
・福岡市民体育館ほか4体育館の指定管理者
・福岡市立総合西市民プールの指定管理者 ほか

【参考2】市体育館・プールにおける指定管理についての考え方

本市の体育館・プールの管理運営については、民間の能力を活用することにより、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を図るため、指定管理者による管理を行っている。

指定管理者の選定にあたっては、原則として公募により選定することとするが、あわせて管理運営のノウハウを市及び他の指定管理者と共有し将来に継承していくとともに、市のスポーツ施策をより迅速・円滑に実施する必要もあるため、体育館、プールの各1施設については、公益財団法人福岡市スポーツ協会を非公募で選定している。

